資料１

# 特別養護老人ホーム回春堂の
# 一部ユニット化に伴う指定（予定）について

資料１

# 特別養護老人ホーム回春堂の一部ユニット化に伴う指定（予定）について

特別養護老人ホーム回春堂が、令和 4 年度に一部ユニット化にするための工事を行う予定です。これに伴い、市で地域密着型特別養護老人ホームとして指定する必要があります。

## １　回春堂の一部（2 階部分）ユニット化の目的

（１）新型コロナウイルス感染症発生時の感染拡大防止のため
（２）国が推進するユニットケアを実現するため

## ２　改修内容及び指定について

特別養護老人ホーム回春堂は 1 階と 2 階に分かれており、2 階部分をユニット型個室に改修工事を行います。

| | 現在 | 改修後 |
|---|---|---|
| 2 階<br>【変更あり】 | 40 床<br>（内訳）個　室　16 床<br>多床室　24 床 | 40 床<br>（内訳）個室　40 床<br>→ユニット型特養 |
| 1 階<br>【変更なし】 | 20 床<br>（内訳）個　室　8 床<br>多床室　12 床 | 20 床<br>（内訳）個　室　8 床<br>多床室　12 床<br>→地域密着型特養 |

| 改修後 | 指定について |
|---|---|
| 40 床（ユニット型個室）<br>（内訳）個室　40 床<br>→ユニット型特養 | 床数が 40 床あり、大規模施設基準の 30 床を上回るため、山形県の指定になる。 |
| 20 床（従来型個室）<br>（内訳）個　室　8 床<br>多床室　12 床<br>→地域密着型特養 | 床数が 20 床で、大規模施設基準の 30 床を下回るため、米沢市の指定になる。 |

## ３　従来型個室を残す理由について

ユニット型個室に改修することで、新たに「ユニット型特養」としての指定を受けることになります。ユニット型特養の介護報酬は、従来型個室の介護報酬と比較して高く設定されているため、利用者の負担が増えることになります。

回春堂では、ユニット型特養の利用料金を支払うことが困難になる利用者のため、従来型個室を残し、利用者がユニット型と従来型個室の選択ができるように計画しています。

## ４　米沢市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画への影響について

米沢市高齢者福祉計画･第８期介護保険事業計画において施設整備計画を定めており（計画書 41 ページ）、施設整備を行う場合には計画書に登載されている必要があります。

回春堂では、令和４年度に改修工事を実施し、令和５年度は現在入居している利用者への説明期間とし、令和６年度から新しい指定でサービス提供を行う予定です。

よって、第８期介護保険事業計画には影響しないものの、改修工事を進めるにあたり、介護保険運営協議会において、第９期計画で「地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）」の分を盛り込む必要があります。

回春堂がユニット化の改修工事を進めるために、あらかじめ介護保険運営協議会の承認を得る必要があることから協議を行うものです。

参考：改修等に係るスケジュール

令和４年度

| | 11 月 | 1 月 |
|---|---|---|
| 米沢市 | 運営協議会での協議・承認 | |
| 回春堂 | → | 承認後、工事開始（工期：~~50~~日）<br>・工事後、家族説明会開催予定 |

令和５年度

| | 4 月 ---------- | 3 月 |
|---|---|---|
| 米沢市 | 第９期計画に地域密着型特養（20 床）の整備について掲載する | |
| 回春堂 | 利用者への説明（個別対応）----------<br>※ユニット型に移行することにより､利用料金の支払いが困難になる利用者について、従来型個室への移動を検討する | |

令和６年度

| | 4 月 |
|---|---|
| 米沢市 | 第９期計画開始<br>・地域密着型特養として指定 |
| 回春堂 | 新形態でのサービス提供開始 |